

< 講座 (後編) >

文化財殺虫殺菌処理における労働衛生管理について

塚原 照 臣

前回の前編に引き続き、文化財殺虫殺菌処理における労働衛生管理について概説する。今回は、作業環境管理、作業管理、健康管理、労働衛生教育について説明する。

3. 作業環境管理

作業環境管理は、職場環境に存在する有害要因に起因する健康障害リスクを評価し、リスクの排除、適切な制御を行うことにより、労働者の健康を保持するための管理活動である。

1) 化学的因子 (化学物質・粉じん等) に関する情報の管理

文化財の殺虫殺菌処理作業においては、化学的因子、すなわち化学物質は必ず利用する。化学物質のリスクアセスメントが義務付けされたが、どのような種類の化学物質を殺虫殺菌作業において取り扱っているか、その使用状況ならびに管理状況をまずは把握する必要がある。その際に、SDS (Safety-Data-Sheet) 等により、化学物質の有害性情報を収集し、作業環境管理に利用することができる情報を整理すると効果的である。新たな化学物質を取り扱うような時、新規採用者や未経験者が殺虫殺菌処理作業に従事するタイミングにも注意を払う必要がある。

2) 物理的因子に関する情報の管理

殺虫殺菌処理作業の現場は、四季折々の温度や湿度、気候など自然環境の影響を受ける。屋内作業であれば、これら条件は一定であることが多いが、屋外施設では直接的に影響を受ける。したがって、夏場の熱中症対策や冬場の寒暖差への対策が予想される。基本的にこのような自然環境を人為的に管理することは難しく、作業衣などを工夫する作業管理に基本的な対応を委ねることも多いのが実情といえる。また、高血圧の管理が不十分な者については、寒暖差は脳血管疾患のリスク

となるゆえ、健康診断結果から健康影響に関する情報を整理し、就業上の配慮を行い作業に臨むことが必要である。

3) 作業環境測定および個人ばく露量の測定等の実施・評価

殺虫殺菌処理作業の現場がどのような作業環境の状態にあるか、作業環境測定結果から当該単位作業場所の作業環境管理の良否を評価することが必要である。その際に、A測定、B測定の結果を参照することになる。A測定は、有害物質濃度の空間的および時間的な変動の平均的な状態を客観的に把握するために測定するものである。B測定は、有害物質の発散源の近くで作業が行われる場合、作業が局所的または短時間であり、A測定だけでは見落とすかもしれない高い曝露を見落とさないために、作業者の曝露が最大と考えられる場所と時間に実施するものである。これらと合わせて、特殊健康診断時の生物学的モニタリングの結果についても評価するとよい。作業環境測定の結果、第3管理区分であり、かつ、生物学的モニタリングの結果、尿中代謝物が高値の場合には、作業環境管理、作業管理共に十分な対策を講じる必要がある。

4) 作業環境の改善

作業環境が適切でない場合の対応策としては、化学物質が作業環境へ拡散しない対応、有害性の低い化学物質への代替、作業工程の密閉化、排気・換気装置の導入、製造設備の改良等が挙げできる。一方、対応策によっては、費用の高騰、殺虫殺菌処理作業のそのものの質の低下をもたらすこともあるため、環境の改善ばかりを優先できない状況が起こり得る。そのため作業環境の改善をあきらめる傾向がみられるが、このような時こそ、関係者で最も良い方策を見出すために様々な作業状況から多角的に検討することを惜しまない

でいただきたい。

5) 一般環境等の衛生管理と作業環境の快適化

殺虫殺菌処理作業のみならず、事務作業の空間における換気、温度・湿度、照明、騒音について把握し、不快な状況があればそれを改善し、作業に適した作業環境にすることが求められる。また、休憩や休養施設、食堂、トイレについても快適かつ衛生状態を保ち、質の良い休憩ができる環境を整え、引き続きの作業に集中できるように整理、整頓、清掃、清潔、躰、に関するいわゆる5S活動が基本となる。それによって快適な作業空間の実現を目指してもらいたい。

4. 作業管理

作業管理は、取り扱い物質に関する作業について、その作業方法、作業姿勢、作業時間などについて対策を講じる管理活動である。

1) 有害作業の点検と日常管理

日常的な作業となっていると、健康に有害な影響を及ぼし得る作業であっても日常の点検がおろそかになりがちである。就業開始時点、あるいは、当該作業に従事する際には関係者で作業内容を確認し、作業時間や連続作業時間の長さ、それに伴う疲労や集中力の低下、作業姿勢、作業の方法について、点検を怠らないことが基本となる。また、日によって点検内容に差が生じないように作業指針や作業標準書を作成し、作業者が変化しても一定の作業の質が保てる仕組みを構築すべきである。それでも作業内容に課題や改善を要する状況が生じた場合には、適宜改善に取り組み、作業標準書に反映するようにすることが大切である。

2) 保護具等の管理

保護具には、保護メガネ、保護衣、防毒マスク、手袋、耳栓、安全靴などがある。作業内容を鑑み、作業に伴う健康への影響を防ぐために適切な保護具の選定が必要となる。化学物質取り扱い作業において本来は防毒マスクが選定されるべきところを、防塵マスクを着用しているなどの適切でない保護具の選定がなされている場合もある。また、せっかく適切な保護具が選定されていても、作業後に作業空間に放置され、化学物質が保護具に付着する状況になっていることもある。保護具

は、作業環境管理が十分になされなかった時にその次善の策として重要になる。職場で取り扱っている有害要因に対し、如何なる保護具が最適であるか、今一度確認をしてみてください。

3) 過重労働による健康障害の防止のための作業管理

長時間労働による健康障害については、最近も報道で取り上げられている。政府においても働き方改革として、長時間労働は焦点となっている。作業そのものが一定の時間に終わらないことは、時として生じるものであるが、産業医として長時間労働者の面談を実施してみると、当初から残業を見込んだ仕事スケジュールになっていたり、明らかに人と仕事のバランスを欠いていたりするような事例を経験することもある。容易なことではないかもしれないが、作業現場と人事労務が一体となり、作業個人にしわ寄せが行くことがないように仕事の計画段階、仕事の中間評価の段階に人員配置を含めた労務管理状況を評価すべきである。

4) 作業関連疾患の作業管理

呼吸器疾患、高血圧症、心疾患、脳血管疾患、糖尿病、精神障害などの作業関連疾患の予防のための作業による身体的過負荷、精神的過負荷の解消が求められる。まさに作業内容と人の健康のバランスをとることにある。健康情報ならびに作業状況を詳細に掌握し、如何なる作業管理への配慮を行うことで、疾患の増患防止や維持管理ができるか、作業内容の観点から対策を講じることはまさに安全配慮義務を的確に遂行していることとなる。

5) 作業方法の快適化

適正な負荷で、心身の能力を十分発揮でき、快適な職場を形成するために、働きやすいように職務設計をすることが求められる。作業の内容を職場巡視の際に観察していると、無理な作業姿勢や無駄な作業を伴っていることが見られることがある。慣習になっているゆえに特段の疑問を持たないことも、快適化を妨げている要因となっているだろう。無理な作業姿勢に伴う筋肉疲労に対して、マッサージに通うという対症療法に終始し、原因となっている作業の改善に至っていない事例

がみられることもある。当たり前になっている作業こそ、再度、客観的に見つめなおす機会を設けてみる価値はあるだろう。あるいは、産業医の巡視など第三者の視点で作業を分析してもらうのも一法である。

5. 健康管理

健康管理は、健康診断、面接指導、健康測定等により、労働者の健康状態を把握し、作業環境や作業との関連を検討することにより、職場要因による健康影響を最小限にとどめ、職業性疾病の未然防止を図り、作業関連疾患の発病や憎悪を防止し、さらには生活習慣病の予防と管理を行う活動である。

1) 健康診断の実施と健康診断事後措置・保健指導等

健康診断には、定期的健康診断、化学物質を取り扱う作業者を対象とした特殊健康診断などがある。健康診断が実施されない企業はほとんどないが、健康診断結果に基づく事後措置や保健指導の実施については、企業によって差が出る場所である。単に健康診断を実施しただけに留まることなく、結果を有効に活用し、作業関連疾患や労働災害の防止に積極的に役立てることが必要である。今一度、自社における健康診断の実施から事後措置の流れがどのようになっているか、確認をしてみたい。

2) メンタルヘルスケア

こころの健康については、多くの企業が頭を悩ませていることと思われる。仕事における悩みなどを抱える労働者はおよそ六割程度であり、精神障害の労災補償件数も年々増加している。産業医として企業を訪問すると、活動時間のほとんどがメンタルヘルス対策で占められることも不思議ではない。我が国においてはストレスチェック制度も始まった。これは、ストレスの要因をチェックし、こころの病を未然に防ぐ取り組みである。制度そのものはツールでしかないと考える。労働者個人や組織のストレスについて建設的かつ前向きに検討し、この制度を積極的に活用してみたい。

3) 感染症対策

殺虫殺菌処理作業においては衛生害虫と接触する機会がある。どのような場所に、どのような害虫が存在するかを評価し、感染予防に取り組むことが大切である。また、インフルエンザのように季節的に流行する感染症もある。集団感染となると経営そのものに影響が及ぶことになり、個人の日ごろからの健康管理と、予防接種の機会を設けるといった集団としての予防対策を年間通じて構築することが必要である。それでも感染してしまう場合もある。そのような場合に受診する病院を日ごろから自社周辺に選定しておくことも大切である。

4) 救急処置等

殺虫殺菌処理作業においては、化学物質を取り扱うことに伴う急性の中毒、あるいは、作業現場における転倒、個人の私病による救急搬送などが生じ得る。基本的には救急事例が生じないように常日頃から安全衛生管理活動を推進することは言うまでもないことであるが、万が一に備え、救急訓練の実施や救急搬送先の病院の選定をしておくことが必要である。さらに、いざという時のための訓練や標準的な対応を定めておくべきである。訓練を積んでおいても、いざ目の前で人が倒れた場合に何も出来なかった、というエピソードをよく耳にする。救える命も救えなくなる可能性があり、救急処置についてしっかりと訓練を積んでおくべきである。

5) 職場復帰の支援

厚労省は、心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引きを示している。これは、病気休業開始及び病気休業中のケアに当たる第一ステップから、職場復帰後のフォローアップまでの第五ステップに至る復職支援の流れである。特に第一ステップを丁寧に進めることがポイントであると筆者の経験から感じる。身体疾患についてもこの手引きに沿って実施し、仕事と健康のバランスを確保することが求められる。

6. 労働衛生教育

職場における労働衛生教育には、法定または行政指導に基づいて事業場においてその実施が必

要とされるもの、労働災害防止団体が開催する講習会等がある。また、社内の実情を鑑みて、時流を捉えた健康講話を実施したりするものもある。殺虫殺菌処理作業において化学物質を取り扱う作業に就業させる場合にも必要となる。労働衛生教育は、社内の労働者を対象にして社内全体の安全衛生管理に関する土壌や風土を構築する機会である。労働衛生週間を始め、様々な機会に企画立案することで、安全衛生管理の基盤を強化していただきたい。

講演資料を踏まえ、私の産業医経験も盛り込みつつ、安全衛生管理の基本について概説いたしました。労災を撲滅するのみならず、明るく活力のある職場環境が形成されますよう祈願しております。

(つかはら・てるおみ)

信州大学医学部 産業衛生学講座)